

## カンパのお願い

入会金は無料ですが、よろしければカンパをお願いします！  
ゆうちょ銀行 00150-7-441572 「給費訴訟を応援する会」  
ゆうちょ銀行以外から 店番：019 口座番号：0441572

国民の権利を守る法律家を育てるために、是非ご協力ください！

## 「法律家のひよこ応援くらぶ」



### 申込ハガキ

法律家のひよこ応援クラブに入会します。

お名前の公表 (可・不可)

ふりがな  
お名前

肩書き

ご住所

電話番号 (任意)

メールアドレス (任意)

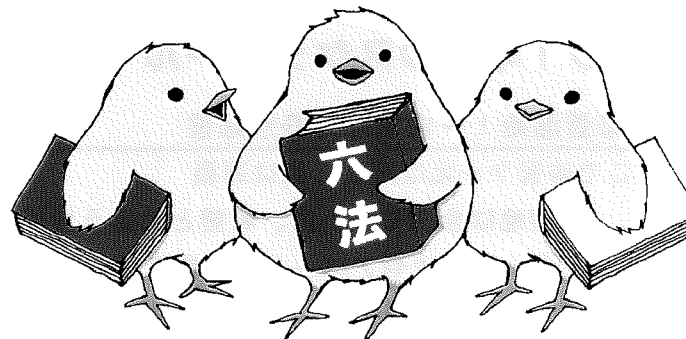
給費制訴訟を応援する♪

## 法律家のひよこ応援くらぶ

2011年11月、司法修習生にお給料を払う給費制が廃止され、国がお金を貸す貸与制が始まりました。

私たち元・司法修習生は、給費制の廃止は憲法に違反するとして、2013年8月2日、全国4カ所の地方裁判所（東京、名古屋、広島、福岡）に一斉提訴しました！

この「法律家のひよこ応援くらぶ」はこの訴訟を応援する団体です。ぜひこのリーフレットをお読みください。



2013年10月

法律家のひよこ応援くらぶ（給費制廃止違憲訴訟事務局内）

### 【お問い合わせ先】

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-17-10 エキニア池袋6階  
城北法律事務所内 TEL 03-3988-4866  
メール kyuhisosyo65jimu@gmail.com

Twitter・Facebook 「司法修習生の給費制廃止違憲訴訟」で検索

## 司法修習生って何？

裁判官、検察官、弁護士になるには、司法試験に合格した後、「司法修習」という研修を1年間受けなければなりません。司法修習生とは、この研修を受けている人のことです。

給費制のもとでは司法修習生に月約20万円の給付金や住居費、修習に必要な交通費の支給がありました。けれど、給費制が廃止され、このような支給は一切なくなっていました。

代わりに、希望者は国からお金を借りる貸与制になりました。この制度を利用するには、保証人が2人必要です。保証人がいない場合は、信販会社のオリコと機関補償契約を結ばなければなりません。

## 司法修習の1年間のスケジュール

### 11月末 修習開始！～まずは分野別修習

どこで修習？～北は釧路、南は那覇

修習地は全国50カ所。希望とは違う地域に指定されても、引越代やアパート代は自己負担です。

アパートを借りると、生活費は平均月21万円以上。実家から通っても月13万円以上必要です(日弁連「新第65期司法修習生に対する生活実態アンケート」)。

翌年7月 選択型修習 ～2ヶ月間、選択式の修習を受けます。

9月 集合修習 ～全国から埼玉県和光市に集まります。

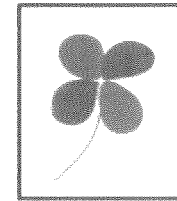
寮の抽選に外れると、2ヶ月間アパートを借りなければなりません。さらに約20万円もの自己負担が…。

11月 二回試験 ～卒業試験！不合格になる人も…

12月 合格発表 ～晴れて法律家になれました！

## ひよこクラブの入会申込みはがき

左記の4通りの入会方法のうち、郵送の方法を選ばれる方は下の部分を切り取って、はがきにして送ってください↓  
お手数ですが、切手をお貼りください。



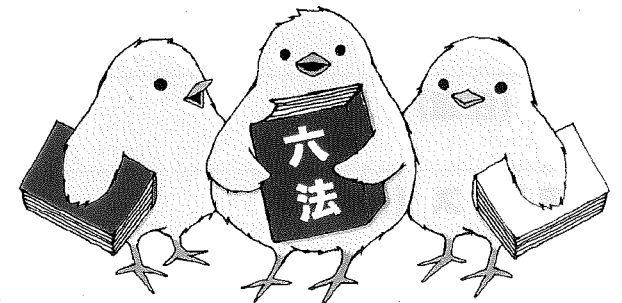
〒171-0021

東京都豊島区西池袋 1-17-10

エキニア池袋 6F

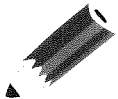
城北法律事務所

弁護士 種田和敏



よろしくお願ひします！

## 給費制の役割



司法修習生は、国民の役に立つ法律家になるために修習に専念しなければいけません。このため、アルバイトも禁止されます。

給費制は、司法修習生が修習中に安心して勉強に取り組めるように、日々の生活はもちろん、修習に不可欠な引越費用や定期代などの実費を保障してきました。給費制は、国民の権利を守る質の高い法律家を育ててきたのです。

また、弁護士は民間人ですが、無料法律相談や刑事事件、様々な集団訴訟など、経済的利益には直結しない公益活動にも多く取り組んでいます。給費制によって育てられた法律家たちにとって、公益活動は国民に対する恩返しでもあったのです。

## 給費制の廃止の経緯

給費制は、予算の不足や、「弁護士は稼げるから、借金を後で返すことができる」などの理由で廃止されてしまいました。

でも、予算不足だけを理由に、国民の権利を守る法律家を育てる制度を廃止すべきではありません。また、近年、弁護士も収入が減っており、借金の返済に不安を抱える人が多くいます。

## 修習生だった人の手記

### ●貸与を受けた人 ～当たり前な生活をするのも大変だ

私は、貸与制下の修習で、約300万円の貸与を受けました。法科大学院時代の奨学金と合わせ、600万円の借金を背負い、弁護士として働き始めました。いざ働き始めると、この600万円を将来返済することが非常に難しいことが分かってきました。

私は結婚しており、妻がいます。子どもも産まれました。ごく一般的な家庭を築いています。当然のことですが、家族全員分の税金や健康保険料等を支払わなければなりません。加えて、弁護士は、弁護士として働く以上、日本弁護士連合会と所属する弁護

士会に対して毎月数万円を支払う義務があります。業務のために、法律関係の書籍を購入する必要もあります。一方、今日の弁護士業界は就職難が著しく、法律事務所に就職できたとしても、就職先の賃金等の労働条件は昔に比べ格段に悪くなっています。私の所属事務所も例外ではありませんでした。

結果として、家族で節約しながら暮らしても、毎月の家計はほぼ赤字状態です。借金の返済に備えて貯蓄をする余裕は全くありません。これからも弁護士の増員が続けば、さらに労働条件は悪くなるでしょうし、収入が増える見込みはありません。ですので、借金の返済の見通しは全く立ちません。

結婚をして子どもを育てるという人間として当たり前な生活をする、たちまち生活が立ちゆかなく現状の中、法曹は所得が高いからという現状からかけ離れた理由で、司法修習生への給費制が貸与制に切り替わったことに私は納得できません。同じ思いをこれから法曹を目指す後輩にしてほしくもありません。

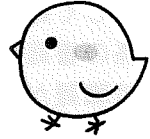
### ●貸与を受けなかった人 ～経済の不安が精神の不安に繋がる

私は貸与を受けずに1年間修習しました。母子家庭で保証人を二人用意できず、将来の母への負担を危惧して機関保証も頼めませんでした。幸い実家から通える修習地でしたが、遠方だったら修習は諦めていました。

60歳近い母は私の援助のために身を粉にして働き、23時頃の帰宅も頻繁にありました。司法試験に合格し、自立して親孝行したかったのに、更に苦勞をかける日々はとても心苦しかったです。

修習中、精神的に苦しく、休みたい時期がありました。法律で義務づけられた修習を休むには診断書が必要で、当然診療費も要ります。でもお金を自分で用意できず、母に心配かけたくなかったので必死に耐えました。「給費があったら自らの判断で行動できるのに…」と情けなかったです。

経済的負担と精神的不安定は直結します。実りある修習を行うには負担や不安のないことが大前提。私はこの訴訟を通じて充実した修習のために給費が不可欠であることを明らかにしたいです。



## ひよこクラブの活動内容

給費制が廃止された後、貸与制の下で修習を受けた元・司法修習生たちが、給費制廃止が憲法に違反するとして、国を被告として裁判を起こしました。

法律家のひよこ応援クラブは、この訴訟を応援してくれる人の集まりです。ひよこクラブのメンバーを募集しています。

活動内容は自由ですが、「何かしたい!」と思ってくださったら、こんな活動をしてみてください。

- ◆ 家族やお友達に「給費制は大事」という話をする
- ◆ 家族やお友達を「法律家のひよこ応援クラブ」に誘う
- ◆ インターネット上で給費制問題を広める
- ◆ 裁判の期日や集会に参加する

## ひよこクラブの入会方法

どなたでも入会できます! 入会金は無料。

**入会方法は4種類。お好きな方法をお選びください。**

**入会方法1** 次のページの枠内に記入して、FAX!

FAX番号 03-3986-9018

**入会方法2** 次のページの枠を切り取って郵送!

**入会方法3** 次のページの内容をメール!

アドレス kyuhisosyo65jimu@gmail.com

**入会方法4** もし目の前にひよこクラブの担当者がいたら、直接手渡し!

## どうやったら司法修習生になれるの?

大学4年間→法科大学院2~3年間→司法試験→合格→司法修習

学費年100万円

貸与金で借金300万円

司法修習生の2人に1人は、大学や法科大学院に通うために奨学金を利用しています。その平均額は340万円にもなります。

そして、司法修習生の約85%が貸与制を利用しています。つまり、300万円の借金が上乗せされるのです。

## 司法修習生って何をしているの?

分野別修習では何をするの?

裁判所(民事、刑事)、検察庁、弁護士事務所で2ヶ月ずつ(合計8ヶ月)研修を受けます。

弁護士を目指している人も、裁判所や検察庁でも研修します。多角的な視点を養い、また裁判所や検察庁の実務を知ることで、将来、国民のために十分な活動ができる弁護士を育てます。

修習生のタイムスケジュールは?

修習は、平日の9時から17時までですが、書面の起案や取調べが終わらず、夜遅くまで居残りすることもあります。その他、修習生同士で集まって勉強会をすることもあります。

また、土日は、多くの修習生が弁護士事務所の就職活動をします。ここでも、就職したい地域から遠い修習地に配属された人は、交通費負担が大きくなってしまいます。